

## 『変動金利定期預金規定（期間3年）』

### 第1条（自動継続）

1. 変動金利定期預金（以下「この預金」といいます。）は、通帳（または証書表面）記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
2. この預金の継続後の利率は、継続日を預入日とし、その6か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じたスーパー定期の店頭表示の利率（ただし、預入金額が当金庫所定の大口定期預金の預入最低金額以上の場合は、大口定期預金の店頭表示の利率）に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。
3. 前2項の利率算定方式は金融情勢の変化等により変更することがあります。なお、利率算定方式を変更した場合には、新しい利率算定方式は変更日以降に継続される預金から適用します。
4. 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

- |              |                |
|--------------|----------------|
| ①6か月未満       | 解約日における普通預金の利率 |
| ②6か月以上1年未満   | 約定利率×40%       |
| ③1年以上1年6か月未満 | 約定利率×50%       |
| ④1年6か月以上2年未満 | 約定利率×60%       |
| ⑤2年以上2年6か月未満 | 約定利率×70%       |
| ⑥2年6か月以上3年未満 | 約定利率×90%       |
4. この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

### 第4条（解約）

この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

### 第5条（規定の変更）

1. この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、ホームページ掲載による公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

### 第2条（利率の変更）

この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日。第2条および第3条1において同じです。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日とし、その6か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じたスーパー定期の店頭表示の利率（ただし、預入金額が当金庫所定の大口定期預金の預入最低金額以上の場合は、大口定期預金の店頭表示の利率）に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

以上

2021年4月20日現在

### 第3条（利息）

1. この預金は、利払式のみでの取扱いとします。預入日から満期日の前日までの日数（前記第2条により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については前記第1条2の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金します。
2. 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
3. この預金を第4条により満期日前に解約する場合および預金共通規定第11条第3項により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。